

学校法人聖母女学院 役員退任慰労金規程

〔2002年3月26日制定〕

最終改定2013年3月26日

（趣旨）

第1条 この規程は、学校法人聖母女学院（以下「本学院」という。）の役員の退任慰労金に関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の役員とは、本学院寄附行為第5条第1項に定める理事及び監事をいう。

（支給対象）

第2条 役員退任慰労金は、本学院寄附行為第15条第2項第1号又は第2号の事由によって退任した役員に対して支給するものとし、同条第1項の規定によって解任された役員及び同条第2項第3号の事由によって退任した役員に対しては、支給しない。

2 本学院寄付行為第15条第2項第1号の事由によって退任する場合であって、継続して役員に就任する場合は、役員退任慰労金は支給しない。

（支給金額）

第3条 役員退任慰労金の支給金額は、遅くとも当該役員の退任日の前日までに常任理事会が決定し、理事会に報告するものとする。

2 役員退任慰労金は、次の算式により算出する。

$$\text{退任慰労金} = \text{基準金額} \times \text{役員在任月数} \times 2 / 3$$

3 前項の基準金額は、50,000円とする。ただし、本学院の職員が理事を退任した場合は支給しない。

4 前条第2項に定める役員在任月数は、継続して在任した期間を通算する。

5 第2項の役員在任月数の算出に当たって1カ月未満の端数が生じた場合は、1カ月に切上げる。

6 第2項および第3項にかかわらず、常任理事会が必要と認めたときは、算出した金額を増額もしくは減額することができる。この場合、支給金額および増減の理由を理事会に報告するものとする。

（支給時期）

第4条 役員退任慰労金は、当該役員の退任後1カ月以内に支給するものとする。

（補則）

第5条 この規程に定めるほか役員退任慰労金について必要な事項は、常任理事会が決定し、理事会に報告するものとする。

（改廃）

第6条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事会が行う。

附 則

この規程は平成14年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2010年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、2013年4月1日から施行する。ただし第3条第3項の規定は、2014年4月1日から適用し、それまでに本学院の職員が理事を退任する場合は、なお従前の例による。